



第67回 定時株主総会 招集ご通知

● 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件

日時

2025年6月16日（月曜日）
午前10時

場所

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
THE MARK GRAND HOTEL
4階 THE MARK ROOM

開催場所が前年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。

インターネットまたは書面による事前の議決権行使のご活用も宜しくお願い申しあげます。

また、本年も株主総会ご出席株主様へのお土産・懇親会を取りやめさせていただきます。

株式会社 芝浦電子
証券コード：6957

企 業 目 的

われわれは、地球環境を守り、
世界の人々の笑顔あふれる暮らしの向上と
文化の発展に貢献することを目的とする

経 営 方 針

- 一、芝浦電子の社員一人ひとりは、夢に向かい情熱をもって果敢に挑戦し、価値観を共有し思いやり、主体的に行動する
磨かれた個性と感性を發揮し、互いに切磋琢磨し、仕事を通じて成長できる人財を育成し、自由闊達な企業風土を醸成する
- 一、われわれの製品がお客様の価値向上に貢献できるように努力する
お客様のニーズに応え、迅速で正確な対応を行い、適正な利益を確保することでこれを達成する
- 一、地球環境を守るため、エネルギー効率の向上に寄与し、安心で安全な社会の実現に貢献する
- 一、社会から信頼され、選ばれる会社になり続けることで企業価値を高め、もって株主に貢献する



証券コード 6957
2025年5月30日
(電子提供措置の開始日2025年5月24日)

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目1番24号

株式会社 芝浦電子

代表取締役社長 社長執行役員 葛西 晃

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.shibaura-e.co.jp/ir/shareholder_meeting/

また、上記のほかインターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「芝浦電子」または「コード」に当社証券コード「6957」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認いただけます。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月13日（金曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月16日（月曜日）午前10時

2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
THE MARK GRAND HOTEL 4階 THE MARK ROOM

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 役員賞与支給の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本年も株主総会ご出席株主様へのお土産・懇親会を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月13日（金）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月13日（金）
午後5時到着分まで



株主総会に出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月16日（月）
午前10時開催

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 〇〇〇〇株式会社 御中	株主 総会 日 議 決 権 の 数	基準日現在のご所有株式数 _____ 株
私は上記開催の定期株主総会（継続または延長の場合を含む）の議案につき、右記（其否とも）で表示のとおり議決権行使を行いたします。 年 月 日		
(ご注意) 当社は、賛否の表示がない場合、投票権の投票結果として、投票権の表示があったものとして取扱いいたします。		
00000<9000000812345425030>12341212345198999991306100100012300012345678901234111111123		

議案 原案に対する賛否

第○号	賛	否
第○号	賛	否
第○号	賛	否

※議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お願い

1. 諸氏は総会会員ご出席の際、議決権行使書用紙を各自持参してください。
2. 諸氏ご出席のない場合は、以下のいずれかの方法で議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返却ください。
①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返却ください。
②スマートフォンやタブレットのQRコードを読み取るか、ウェブサイト(<https://event.treinfo.jp/>)にてログイン、議決権行使いただく方法。

ログイン用QRコード
ログインID
5432-9876-2358-DPS
(パスワード) 株主番号(8桁)
123456

〇〇〇〇株式会社

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- ・賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- ・全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

*議決権行使書はイメージです。

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



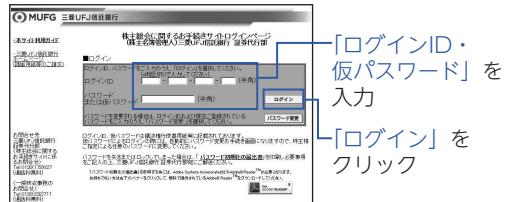
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

[第1号議案] 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき150円 総額2,286,682,950円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月17日

なお、当社は2024年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。株式分割前を基準に換算すると、期末配当は1株当たり300円となり、前期配当300円と比べて増減はありません。

[第2号議案] 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1 再任	かさい 葛西 晃	代表取締役社長 社長執行役員	100% (15回／15回)
2 再任	こし みづ 越水 和人	取締役 執行役員	100% (15回／15回)
3 再任	すず さき 鈴木 竜行	取締役 執行役員 センサ統括本部長	100% (15回／15回)
4 再任	ささ ぶち 笹渕 博志	取締役 執行役員 欧米アジア営業本部長	100% (15回／15回)
5 再任	くどう 工藤 和直	社外取締役 独立役員	取締役 100% (15回／15回)
6 再任	あべ 阿部 功	社外取締役 独立役員	取締役 100% (15回／15回)
7 新任	たき 瀧 礼江	社外取締役 独立役員	—



1 かさい
葛西 晃 あきら
1968年5月10日生（満57歳）
再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年7月	当社入社	2017年6月	当社取締役営業本部長
2013年1月	当社浦和営業所長	2018年6月	当社常務取締役営業本部長
2015年1月	当社国内営業統括部長兼名古屋営業所長	2018年10月	当社取締役副社長営業本部長
2016年4月	当社営業本部副本部長	2019年6月	当社代表取締役社長社長執行役員(現任)
2017年4月	当社営業本部副本部長兼浦和営業所長		

- 取締役在任年数
8年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）
- 所有する当社株式の種類及び数
普通株式 16,544株
潜在株式 30,393株

取締役候補者とした理由

葛西晃氏は、当社の代表取締役社長として力強いリーダーシップを発揮し、当社グループ全体の経営を担っております。サーミスタ業界全般の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社グループの事業成長と持続的な企業価値向上を実現し、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任と判断し、取締役候補者といたしました。



2 こしみず
越水 和人 かずひと
1962年7月23日生（満62歳）
再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2017年6月	当社取締役
2011年6月	当社開発部長	2019年6月	当社取締役執行役員(現任)
2013年1月	当社技術本部付 (重要な兼職の状況)		
株式会社福島芝浦電子代表取締役社長			

- 取締役在任年数
8年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）
- 所有する当社株式の種類及び数
普通株式 8,220株
潜在株式 15,841株

取締役候補者とした理由

越水和人氏は、当社の取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。現在、株式会社福島芝浦電子代表取締役社長を務めており、サーミスタ素子開発に精通し、技術・開発分野全般の豊富な経験と知見を有していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任と判断し、取締役候補者といたしました。



3

すず き
鈴木 竜行

たつ ゆき

1970年5月13日生（満55歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社

2019年6月 当社執行役員開発・ものづくり本部センサ統括部長

2010年4月 当社技術本部空調部長

2021年6月 当社取締役執行役員センサ統括本部長(現任)

2013年4月 当社技術本部空調・車載事業部技術一部長

(重要な兼職の状況)

株式会社青森芝浦電子代表取締役社長

株式会社東北芝浦電子代表取締役社長

取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 11,020株
潜在株式 11,983株



4

ささ ぶち
笹渕 博志

ひろ し

1968年11月14日生（満56歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年4月 当社入社

2023年4月 当社取締役執行役員欧米アジア営業本部長(現任)

2014年3月 シバウラ エレクトロニクス ヨーロッパ GmbH 所長

2019年6月 当社執行役員営業本部長

2021年6月 当社取締役執行役員営業本部長

(重要な兼職の状況)

シバウラ エレクトロニクス ヨーロッパ GmbH 代表取締役社長

シバウラ エレクトロニクス アメリカ Corp. 代表取締役社長

株式会社芝浦電子コリア 代表理事

取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 5,220株
潜在株式 11,983株



5 くどう かずなお
工藤 和直 1953年3月8日生（満72歳）
社外
再任 独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	住友電気工業株式会社入社	2016年7月	青島京信電子有限公司高級顧問
2000年1月	同社電子材料事業部ワイヤー製品部長	2018年3月	株式会社ソディック社外取締役(現任)
2007年6月	蘇州住電装有限公司董事総経理	2018年6月	当社取締役(現任)
2008年6月	住友電装株式会社執行役員		
2015年6月	蘇州住電装有限公司最高顧問 (重要な兼職の状況) 株式会社ソディック社外取締役		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

工藤和直氏は、製造の技術や生産のノウハウだけでなく経営の経験が豊富であり、当社グループの製造全般及び経営の監督と助言を行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。同氏は当社グループの取引先であります住友電装株式会社に勤務しておりましたが、当事業年度における年間取引金額は双方から見て1%未満と僅少であります。また同氏は現在、株式会社ソディックの社外取締役を兼任しておりますが同社につきましても当事業年度における年間取引金額は双方から見て1%未満と僅少であります。



6 あべ いさお
阿部 功 1960年9月23日生（満64歳）
社外
再任 独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	等松・青木監査法人(現：有限責任監査法人トーマツ)東京事務所 入所	1997年6月	監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ)パートナー
1987年4月	公認会計士登録 (重要な兼職の状況) 阿部公認会計士事務所所長	2016年9月	阿部公認会計士事務所所長(現任)
		2019年6月	当社取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿部功氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計・内部統制に関する専門的な知識及び豊富な経験・見識を有しており、当社の経営に対して専門的な観点からの監督と助言をいただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

- 取締役在任期数
7年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（15回／15回）
- 所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株
潜在株式 一株



7	たき 瀧	あや え 礼江	1973年10月30日生（満51歳）	社外 新任 独立役員
---	---------	---------------	--------------------	------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008年8月 株式会社駅探入社
 2014年12月 株式会社シーボン入社
 2020年1月 同社執行役員
 2021年6月 同社取締役執行役員管理本部責任者
 2024年7月 株式会社ヴィ・エール代表取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

瀧礼江氏は、人事総務業務などにおける豊富な経験から、現在は顧客の人事コンサルティングや業務支援、女性活躍支援等に従事しております。人事コンサルティング業務の専門知識を有し、当社グループの人事をはじめとした管理部門の強化などに、専門的な観点から監督と助言をいただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

■ 取締役在任年数

—

■ 取締役会への出席状況

—

■ 所有する当社株式の種類及び数

普通株式 0株
 潜在株式 1株

(注) 1. 候補者瀧礼江氏は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者が所有する当社株式の数は、2025年3月末時点の株式数を記載しております。また、潜在株式数については、信託を活用した株式報酬制度における2025年3月末時点の権利確定済みポイント相当数(2024年度の付与ポイント含む)を記載しております。
4. 候補者工藤和直氏、阿部功氏及び瀧礼江氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は工藤和直氏及び阿部功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。なお、瀧礼江氏につきましても、独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
5. 工藤和直氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
6. 阿部功氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
7. 社外取締役との責任限定契約について

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、工藤和直氏及び阿部功氏の再任が承認された場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とし、契約を継続いたします。また瀧礼江氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

8. 役員等賠償責任保険契約について

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しており、今後2025年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告の「会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が就任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含められることとなります。

ご参考

役員の構成 (本定時株主総会終結後の予定)

○独立役員 ○主スキル ●副スキル



葛西 晃



越水 和人



鈴木 竜行



笹渕 博志

属性	取締役	取締役	取締役	取締役
在任年数	8年	8年	4年	4年
委員会等	指名委員会 報酬委員会 サステナビリティ 委員会	サステナビリティ 委員会	サステナビリティ 委員会	サステナビリティ 委員会
独立性				
企業経営	○	●	●	●
製造・技術・研究開発		○	○	
営業・マーケティング	●			○
財務会計				
人事	●	●	●	
法務・コンプライアンス	●	●	●	●
グローバル・国際性				●



工藤 和直



阿部 功



瀧 礼江

属性	取締役 (社外)	取締役 (社外)	取締役 (社外・新任)
在任年数	7年	6年	－
委員会等	指名委員会 報酬委員会 サステナビリティ 委員会	指名委員会 報酬委員会 サステナビリティ 委員会	－
独立性	○	○	○
企業経営	●	●	●
製造・技術・研究開発	◎		
営業・マーケティング			
財務会計		◎	
人事			◎
法務・コンプライアンス	●	●	●
グローバル・国際性	●		

[第3号議案] 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名のうち、社外取締役3名を除く4名に対し、当期の業績等を勘案し役員賞与総額9,000万円を支給することいたしたいと存じます。

役員賞与の額につきましては、任意の報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針との整合性を含めた審議・検討を行っており、取締役会もその審議・検討の結果を踏まえた決議を行っているため、相当であると判断しております。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、各国の金融政策を背景とした物価動向や、ウクライナ及び中東地域の地政学的リスクに加え、米国の通商政策などの影響により、不透明感が一層強まっています。米国では、堅調な雇用及び所得環境を背景に景気は堅調に推移しましたが、政策金利は引き下げられた一方で、通商政策の影響によるインフレや景気後退への懸念も残りました。欧州では、個人消費の持ち直しを受けて緩やかな回復基調を示しましたが、製造業の不振などが影響し、景気の鈍化が見られました。中国では、景気刺激策が講じられたものの、個人消費及び不動産市場の低迷が続き、景気は低調に推移しました。国内経済においては、米国の通商政策や為替変動による物価の変動、さらには世界的な景気後退への懸念があるものの、企業業績の回復を背景に、景気は堅調に推移しております。当社の属する電子部品業界では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響が緩和され、需要の回復傾向が見られました。また、回復の遅れていたエアコン向け製品の需要も徐々に回復が見られてきました。

このような状況下、当社グループは中期経営計画（2024～2026年）の達成に向けて取り組みを進めてまいりました。長期的な経営ビジョンを策定し、新たな価値の創造を目指して、製品開発、生産性向上、マーケティングに注力しております。

製品開発においては、お客様のニーズを超える製品開発を推進し、顧客満足度の向上及び技術革新を図るとともに、新製品の開発や新市場の開拓にも取り組みました。生産性向上については、AIやロボットを導入した製造設備の研究・開発、継続的な改善活動を推進するとともに、海外工場へのライン移管や多直化を進め、生産性の向上を図りました。また、原材料調達に関しては、グローバル調達の強化により、リードタイムの短縮や調達コストの削減を実現し、コスト抑制と安定供給体制の確立に努めました。

マーケティングにおいては、全世界のお客様との連携を深め、シナジー効果の創出を図るとともに、新分野・新市場の開拓や新製品開発に取り組みました。また、引き続きEV/HV向け製品の販売拡大に注力するとともに、環境規制やエネルギー効率化に関連する分野においても積極的に営業活動を展開しました。今後も中期経営計画の達成に向けて、取り組みを継続してまいります。

事業分野別の実績につきましては、ホームアプライアンス分野では、電子レンジやコーヒーメーカーなど調理機器向けセンサの販売が増加し、エアコン向けセンサも回復傾向を示しました。オートモーティブ分野では、電動化の進展により、EV/HV用モーター向けセンサの販売が引き続き増加しました。インダストリアル分野では、複合機向けセンサの販売が増加いたしました。

最近の取り組みといいたしましては、2024年11月に新事業開発室を設置し、新たな価値創造に向けた取り組みを開始しております。

また、2026年1月を目指し、事業拡大に伴う本社機能の強化、社員が働きやすい環境の整備、優秀な人材の確保を目的として、自社保有の社屋への移転を予定しております。

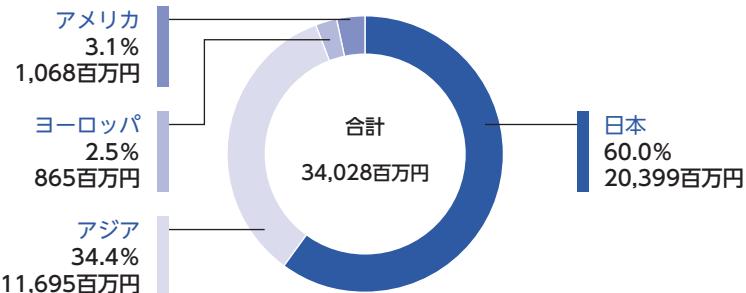
人的資本への投資では、引き続き働き方の多様化対応、人材育成、ダイバーシティの推進、社員の健康増進支援を進めた結果、健康経営優良法人の認定を受けました。

また、ガバナンスの強化、二酸化炭素排出量削減などの E S G 課題にも積極的に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度の売上高は前期比5.0%増の340億2千8百万円となりました。損益面におきましては、営業利益は54億4千2百万円（前期比6.6%増）、経常利益は54億2千8百万円（前期比2.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は37億4千9百万円（前期比1.9%減）となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
34,028 百万円 (前連結会計年度比5.0%増)	5,442 百万円 (前連結会計年度比6.6%増)	5,428 百万円 (前連結会計年度比2.4%増)	3,749 百万円 (前連結会計年度比1.9%減)

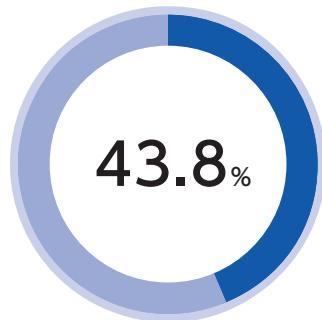
セグメント別売上高



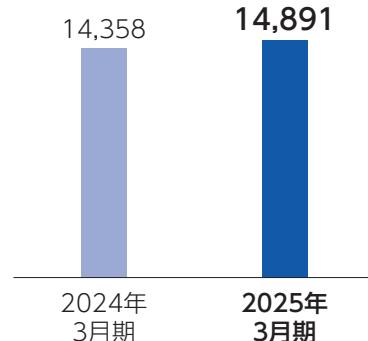
セグメントごとの業績につきましては、日本においては売上高203億9千9百万円（前期比4.4%増）、アジアでは、売上高116億9千5百万円（前期比7.4%増）、ヨーロッパでは、売上高8億6千5百万円（前期比26.7%減）、アメリカでは、売上高10億6千8百万円（前期比36.2%増）となりました。

①ホームアプライアンス

■ 売上高構成比



■ 売上高 (単位：百万円)

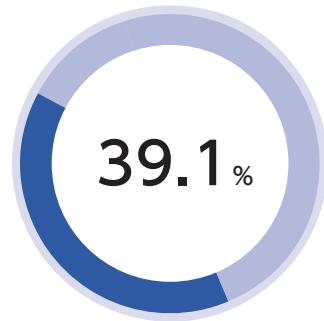


ホームアプライアンスの売上高は148億9千1百万円（前期比3.7%増）となりました。オートモーティブの売上高が大きく増加したことにより、売上高全体に対するホームアプライアンスの割合は前期の44.3%から43.8%となりました。

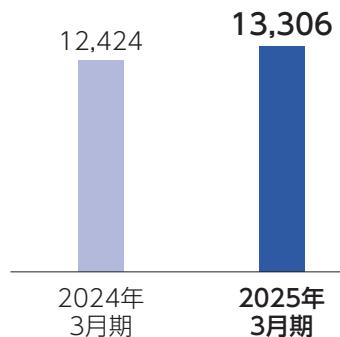
ホームアプライアンスの中では、コーヒーメーカーや電子レンジなどの調理機器向けセンサ（前期比26.6%増）などが増加した一方、エアコン向けセンサ（前期比8.4%減）などが減少しました。

②オートモーティブ

■ 売上高構成比



■ 売上高 (単位：百万円)

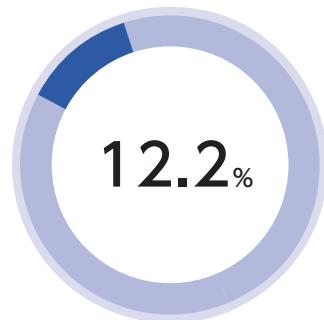


オートモーティブの売上高は133億6百万円（前期比7.1%増）となりました。売上高全体に対するオートモーティブの割合は前期の38.3%から39.1%となりました。

ハイブリッド車や電気自動車などの環境対応車の世界的な増加から、ハイブリッド車、電気自動車の駆動用モーター向けセンサ（前期比26.7%増）などが増加しました。

③インダストリアル

■ 売上高構成比



■ 売上高 (単位：百万円)



インダストリアルの売上高は41億3千6百万円（前期比5.3%増）となりました。売上高全体に対するインダストリアルの割合は前期の12.1%から12.2%となりました。

プリンタや複合機などの事務機用センサ（前期比22.0%増）などが増加しました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、34億3千9百万円であります。

その主なものは次のとおりであります。

株式会社福島芝浦電子の松川工場第2棟の建設や株式会社芝浦電子の新本社屋建設などであります。

3. 資金調達の状況

設備資金は自己資金により賄いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

今後の世界経済は、各国の金融政策を背景とした物価動向や、ウクライナ及び中東地域の地政学的リスクに加え、米国の通商政策などの影響により、不透明感が一層強まっております。

当社の属する電子部品業界では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響が緩和され、需要の回復傾向が見られました。また、回復の遅れていたエアコン向け製品の需要も徐々に回復が見られておりますが、依然として予断を許さない状況です。

このような状況ではありますが、工業製品の温度を検知、管理、そして制御できる温度センサ

の需要は年々増しております。電動化が進んでいる自動車分野にとどまらず、様々な分野で省エネ、環境工コ等の推進により、温度センサの需要は今後も堅調に推移していくものと考えております。

当社グループにおきましては、中期経営計画達成に向けて、研究、開発体制をさらに強化して製品開発に取り組む等、温度センサ分野でのシェア拡大に向けた積極的な事業展開を進めてまいります。具体的には、EV/HVへシェアを拡大するとともに、環境規制やエネルギー効率化に関わる様々な分野へ展開や海外市場での売上拡大を図ってまいります。加えてお客様の様々なニーズに対応するため、技術と販売が一体となった営業を展開してまいります。

また、引き続き安定した製品供給、利益を獲得するため製造工程の効率化推進等、全社をあげて生産性の向上に取り組み、収益力の強化を図ってまいります。さらには今後の受注増加に対応できるよう設備増設等、業績拡大に資する設備投資を積極的に実施してまいります。

その他、二酸化炭素排出削減、人財育成や多様性への対応、女性活躍推進等、ESGの課題にも積極的に取り組み、地球環境を守り、世界の人々の笑顔あふれる暮らしの向上と文化の発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

中期経営計画

① 中期経営計画 2024-2026 策定

当社グループは新たな価値の創造という長期経営構想のもと、2024年5月20日開催の取締役会において、中期経営計画 2024-2026 を策定、決議しました。

② 中期経営計画 2024-2026

2033年度までの10年間のうち本中期経営計画の期間である2024-2026は、新市場の開拓、新製品の開発、事業の多角化、先端技術の導入、業務提携・共同開発の実行をしてまいります。

◆3つの経営基盤

- ・製品開発 顧客ニーズを超える製品の開発
- ・生産性向上 製造工程の効率化
- ・マーケティング 全世界の顧客との連携によるシナジー創出

中期経営計画の詳細については、当社下記ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.shibaura-e.co.jp/ir/library/plan/>)

③財務目標

(1) 計画の達成状況

	2024年度計画	2024年度実績	差異
売上高	320億円	340億円	+20億円
営業利益額	48億円	54億円	+6億円
売上高営業利益率	15.0%	16.0%	+1.0ポイント
ROE	10.0%	10.4%	+0.4ポイント

2024年度の為替レート

1 USドル=135円 1 中国元=19.0円 1 タイバーツ=3.90円 1 香港ドル=17.0円 1 ユーロ=144円 1 韓国ウォン=0.104円

(2) 中期経営計画2024-2026年度

	2023年度実績	2024年度実績	2025年度計画	2026年度計画
売上高	324億円	340億円	350億円	383億円
営業利益額	51億円	54億円	60.6億円	74.5億円
売上高営業利益率	15.8%	16.0%	17.3%	19.4%
ROE	11.4%	10.4%	11.7%	13.9%

2025年度以降の前提為替レート

1 USドル=145円 1 中国元=20.0円 1 タイバーツ=4.10円 1 香港ドル=18.5円 1 ユーロ=155円 1 韓国ウォン=0.108円

※決算の期ずれ解消

2024年度より、連結の期間を4月から翌年3月までの12か月間としました。

2023年度は連結対象期間を国内は2023年4月から2024年3月、海外は2023年1月から2023年12月としていました。2024年度決算より、海外子会社の期ずれを解消し、国内と海外で連結対象期間を4月から翌年3月に統一しました。

人的資本経営

当社グループは、社員を企業価値を創出する源泉と考え、その能力の開発が当社グループの持続的な成長、それを通じた社会課題の解決に、不可欠であると認識しています。当社は人財育成・人財の多様性をマテリアリティの一つとして定め、人権尊重、多様な人財の育成に努めます。

① 健康経営

健康保険組合連合会埼玉連合会の「健康宣言」に参加し、経済産業省、厚生労働省他が主催する「日本健康会議」により、健康経営優良法人2025の中小規模法人部門に認定されました。当社は今回が初の認定となり、今後も従業員とその家族の健康増進に向けて、会社全体で健康づくりに取り組んでいきます。

② 女性活躍推進

女性の活躍推進は重要な経営課題であると認識しています。女性管理職の比率の向上や女性の長期的なキャリア形成を可能にするための環境整備など、女性活躍推進に関する様々な施策を継続的に実施していきます。

◆女性管理職比率

2025年3月末において、管理職に占める女性の割合は国内の当社グループでは0.0%ですが海外のグループを含むと25.3%となります。今後は国内グループの同比率を2031年3月末までに10%とすることを目標にしております。

サステナビリティ経営

当社グループは、経営にE S Gの視点を導入し、サステナビリティ経営を経営戦略の軸に据え、当社グループの主要製品であるサーミスタの提供により経済的価値を創出すること、及び様々なステークホルダーのニーズに積極的に対応するなど社会的価値を重視した経営を行うことで、持続可能な社会の実現へ貢献してまいります。

① サステナビリティを巡る課題に積極的に対応するために、取締役会の下部組織として、サステナビリティに関する取り組みを全社的に検討・推進するために「サステナビリティ委員会」を設置しました。サステナビリティの取り組みについては、当社下記ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.shibaura-e.co.jp/sustainability/>)

② 持続可能な社会の実現のため、及び当社グループが持続的に成長するために優先的に取り組むべきテーマを4項目選び、それぞれのテーマからマテリアリティ(重要課題)を特定しました。これらを当社グループのマテリアリティと定め、課題に取り組むことで、持続可能な社会に貢献することを目指します。マテリアリティについては、当社下記ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.shibaura-e.co.jp/sustainability/materiality/>)

<サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）>

- ・ものづくり：安心・安全で高品質な製品づくり
- ・環境：気候変動に対応し、地球環境を守る
- ・人財育成・多様性：人権尊重、多様な人財の育成
- ・ガバナンス：ガバナンスの強化

③ 国連グローバルコンパクトの提唱する10原則への賛同や芝浦電子グループで働く全社員が実践すべき行動指針などを整備し、全社員に周知徹底します。

〈方針〉

- ・芝浦電子グループ 企業行動憲章
- ・芝浦電子グループ 品質方針
- ・芝浦電子グループ 環境方針

方針等については、当社下記ウェブサイトをご参照ください。

- ・グローバルコンパクト：<https://www.shibaura-e.co.jp/sustainability/ungc/>
- ・企業行動憲章：<https://www.shibaura-e.co.jp/ir/governance/>
- ・品質方針：<https://www.shibaura-e.co.jp/products/quality/>
- ・環境方針：<https://www.shibaura-e.co.jp/company/quality/>

④ 当社グループは、脱炭素社会の実現に向け、2050年でのカーボンニュートラルを目指して、二酸化炭素排出量削減の長期目標を策定しました。電力使用の節約、再生可能エネルギーをもとにした電力の調達などにより、目標達成に努めます。また当社グループは、2022年2月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明しており、気候変動に関する「リスク」と「機会」が当社グループの戦略に与える財務影響度を開示しています。脱炭素対応方針、TCFDへの対応については当社下記ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.shibaura-e.co.jp/sustainability/climate/>)

2022年度の中期経営計画にて発表した2050年のカーボンニュートラル目標に向け、電力使用の節約、福島芝浦電子及び芝浦電子での再生可能エネルギー電力の導入等を行った結果、2024年のCO2排出量は10,235t-CO2となり、2021年実績より約54.7%の削減となりました。

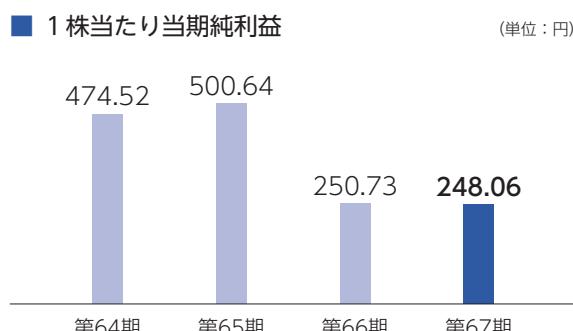
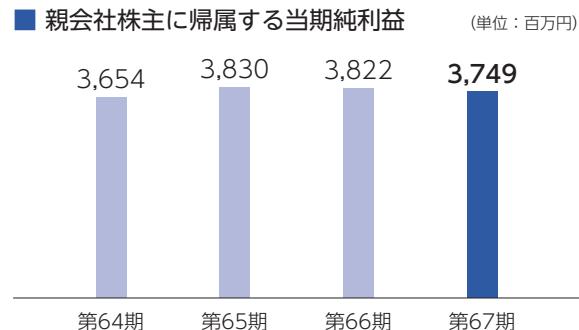
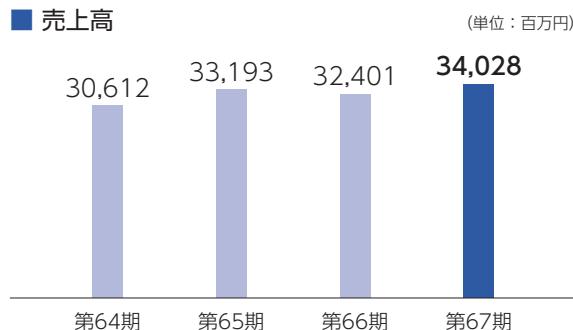
2040年の目標であった、2021年比CO2排出量50%削減を達成し、現在ではタイシバウラデンシで太陽光発電の稼働も開始されております。今後は国内グループでも太陽光発電設備や蓄電設備の導入などによって「創エネ」にも取り組み、二酸化炭素排出量削減をより進めまいります。

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

項目	期別	第64期 (2022年3月期)	第65期 (2023年3月期)	第66期 (2024年3月期)	第67期(当期) (2025年3月期)
売上高		30,612	33,193	32,401	34,028
親会社株主に帰属する当期純利益		3,654	3,830	3,822	3,749
1株当たり当期純利益		474円52銭	500円64銭	250円73銭	248円06銭
総資産		40,599	40,930	43,574	44,541
純資産		28,710	31,783	35,162	36,927

- (注) 1. 1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬B I P信託口」が所有する当社株式の数を控除しております。
 2. 当社は、2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



10. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 東北芝浦電子	百万円 100	% 98.6	サーミスタ温度・湿度センサの製造
株式会社 岩手芝浦電子	100	100.0	サーミスタ温度センサの製造
株式会社 福島芝浦電子	980	100.0	サーミスタ素子の製造
株式会社 角館芝浦電子	100	100.0	サーミスタ温度センサの製造
株式会社 青森芝浦電子	100	100.0	サーミスタ温度センサの製造
タイシバウラデンシンカンパニーリミテッド	千THB 411,000	100.0	サーミスタ温度・湿度センサの製造販売
東莞芝浦電子有限公司	百万円 300	100.0	サーミスタ温度センサの製造販売
上海芝浦電子有限公司	600	100.0	サーミスタ温度センサの製造販売
香港芝浦電子有限公司	千HK\$ 1,900	100.0	サーミスタ素子・温度・湿度センサの販売
株式会社 芝浦電子コリア	千KRW 400,000	100.0	サーミスタ素子・温度・湿度センサの販売
シバウラ エレクトロニクス ヨーロッパ GmbH	EUR 25,000	100.0	サーミスタ素子・温度・湿度センサの販売
シバウラ エレクトロニクス アメリカ Corp.	USD 200,000	100.0	サーミスタ素子・温度・湿度センサの販売

(注) 東莞芝浦電子有限公司及び上海芝浦電子有限公司の資本金は円建になっております。

上記12社が連結子会社であり、企業結合の成果は「1 企業集団の現況に関する事項 1.事業の経過及び成果」に記載しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

11. 主要な事業内容

サーミスタ素子、温度センサ、湿度センサ等の製造販売

12. 主要な拠点等

- ① 当社本社 埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目1番24号
- ② 国内営業拠点 東日本営業課（さいたま市中央区）
 - 中部営業課（名古屋市中区）
 - 西日本営業課（大阪市西区）
- ③ 海外営業拠点 香港芝浦電子有限公司（中国）
 - （株）芝浦電子コリア（韓国）
 - シバウラ エレクトロニクス ヨーロッパ GmbH（ドイツ）
 - シバウラ エレクトロニクス アメリカ Corp.（アメリカ）
- ④ 国内生産拠点
 - （株）東北芝浦電子（秋田県仙北市）
 - （株）岩手芝浦電子（岩手県二戸郡一戸町）
 - （株）福島芝浦電子（福島県本宮市）
 - （株）角館芝浦電子（秋田県仙北市）
 - （株）青森芝浦電子（青森県三戸郡三戸町）
- ⑤ 海外生産拠点
 - タイ シバウラデンシカンパニー リミテッド（タイ）
 - 東莞芝浦電子有限公司（中国）
 - 上海芝浦電子有限公司（中国）

13. 使用人の状況

区分	分	使用人数（名）
日本	本	1,152
アジア	ア	3,496
ヨーロッパ	パ	10
アメリカ	カ	7
合	計	4,665

(注) 使用人数は就業人員であります。

14. 主要な借入先

借入先		借入金残高
株式会社	埼玉りそな銀行	100 百万円
株式会社	三菱UFJ銀行	60

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 33,600,000株

(注)2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を16,800,000株から33,600,000株に変更しております。

2. 発行済株式の総数 15,244,553株 (自己株式315,177株を除く)

(注)2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は7,779,865株増加しております。

3. 株 主 数 21,444名

4. 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率 %
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	千株 1,086	7.1
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	830	5.4
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	818	5.3
M L I F O R S E G R E G A T E D P B C L I E N T	776	5.0
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	695	4.5
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	662	4.3
J P J P M S E L U X R E U B S A G L O N D O N B R A N C H E Q C O	582	3.8
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	553	3.6
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	425	2.7
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	344	2.2

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を切り捨てて算出しております。

2. 自己株式には、「役員報酬B I P信託口」が所有する169,050株は含めておりません。

3. 信託銀行の持株数には投資信託等信託を受けている株式が次のとおり含まれております。

株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口) 662千株

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は2024年6月25日開催の第66回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は年額1億円以内、交付される株式総数は年1万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）としております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区別別合計

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	13,104	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社は2024年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。上記は、本株式分割後の株式数に換算しております。

6. その他株式に関する重要な事項

① 株式分割

株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、2024年7月1日付けで、1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

② 自己株式の取得

2024年5月10日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び総数 当社普通株式 200,000株

株式の取得価額の総額 637,053,992円

取得期間 2024年5月13日～2024年7月4日

(注) 当社は2024年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。上記は、本株式分割後の株式数に換算しております。

③ 自己株式の処分

2024年6月25日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を処分いたしました。

処分した株式の種類 当社普通株式

処分した株式の総数 17,262株

処分した日 2024年7月24日

(注) 当社は2024年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。上記は、本株式分割後の株式数に換算しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長 社長執行役員		葛 西 晃
取 締 役 執 行 役 員	(株)福島芝浦電子 代表取締役社長	越 水 和 人
取 締 役 執 行 役 員	センサ統括本部長 (株)青森芝浦電子 代表取締役社長 (株)東北芝浦電子 代表取締役社長	鈴 木 龍 行
取 締 役 執 行 役 員	欧米アジア営業本部長 シバウラ エレクトロニクス ヨーロッパ GmbH 代表取締役社長 シバウラ エレクトロニクス アメリカ Corp. 代表取締役社長 (株)芝浦電子コリア 代表理事	笹 渕 博 志
取 締 役	(株)ソディック 社外取締役	工 藤 和 直
取 締 役	阿部公認会計士事務所所長 公認会計士	阿 部 功
取 締 役	ダイワボウホールディングス(株) 社外取締役	岸 波 みさわ
常勤監査役		泉 田 佳 洋
監 査 役	ブルク法律事務所 弁護士 Vpon Holdings(株) 常勤監査役	中 野 憲 一
監 査 役	片岡公認会計士事務所 公認会計士 内閣府公益認定等委員会 委員 楽天グループ(株) 社外監査役	片 岡 麻 紀

- (注) 1. 取締役のうち工藤和直氏、阿部功氏及び岸波みさわ氏は、社外取締役であります。なお、各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち中野憲一氏及び片岡麻紀氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役片岡麻紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。

4. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	タイ シバウラデンシ カンパニー リミテッド 社長 東莞芝浦電子有限公司 董事長 上海芝浦電子有限公司 董事長 香港芝浦電子有限公司 董事長	山下 猛
執行役員	経営管理部長	星ノ谷 行秀
執行役員	中国日本営業本部長 東莞芝浦電子有限公司 副董事長 上海芝浦電子有限公司 副董事長	松山 幸治

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外役員全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

- ・当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	業績運動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	216 (33)	132 (33)	60 (-)	24 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	31 (16)	31 (16)	-	-	4 (2)
合計	248	163	60	24	11

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

固定報酬の額及び算定方法の決定については、1995年6月29日開催の第37回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、同業あるいは同規模の他企業と比較して見合った額を職位ごとに報酬委員会で審議し取締役会で決定しております。

賞与の額及び算定方法の決定については、業績に応じた支給額を報酬委員会で審議しており、定時株主総会で決議し、定時株主総会後の取締役会において株主総会で決議された支給額に対して社外取締役を除く取締役に職位ごとの年間固定報酬に応じ配分し、取締役会で決定しております。

業績運動型株式報酬の額及び算定方法の決定については、下記「⑤業績運動報酬等に関する事項」に記載をしております。

譲渡制限付株式報酬の額及び算定方法の決定については、1年間の上限金額を1億円、上限株式数を1万株（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）とし、株主総利回りの達成度によって割り当てる株式を職位ごとに報酬委員会で審議し取締役会で決定しております。

また、固定報酬の額及び賞与の額の決定方針は報酬委員会で審議し取締役会が決定しており、業績運動型株式報酬の額の決定方針は2021年6月29日開催の第63回定時株主総会で決議しており、譲渡制限付株式報酬の額の決定方針は2024年6月25日開催の第66回定時株主総会で、決議し決定しております。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、固定報酬及び賞与に関しては、報酬委員

会において個人別月額報酬額及び賞与を審議し、取締役会が決定方針に照らして審議し決議していることから決定方針に沿うものであると判断しております。業績連動型株式報酬に関しては、2021年6月29日開催の第63回定時株主総会で方針を決議し報酬を決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。譲渡制限付株式報酬に関しては、2024年6月25日開催の第66回定時株主総会で方針を決議し報酬を決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、1995年6月29日開催の第37回定時株主総会において年額1億5千万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第62回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第63回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を総額5億円以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。

また、2024年6月25日開催の第66回定時株主総会において取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の総額を年額1億円以内、株式総数は年1万株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する)と決議しております。

当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。

⑤業績連動報酬等に関する事項

・業績指標の内容及びその選定の理由

当社は、取締役及び執行役員(社外取締役及び国外居住者を除く)。当社取締役と併せて、以下「取締役等」という)を対象に、取締役等の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、取締役等の固定報酬及び賞与とは別枠で報酬を支給する、業績連動型株式報酬制度「役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託」を導入しております。業績連動型株式報酬においては、連結営業利益計画達成率(当社が毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結営業利益の予想値に対する達成率)を指標としています。また業績指標として連結営業利益計画達成率を選定した理由は、当社の収益基盤を一層強化して持続的成長、発展を図ることを目的とし売上高営業利益率を上げることを主要な経営指標として掲げているためあります。

・業績連動報酬等の額又は数の算定方法

本制度は、連続する5事業年度を対象としており、信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度における連結営業利益計画達成率（当社が毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結営業利益の予想値に対する達成率。以下同じ）及び役位に応じて、以下のポイント付与方法にしたがって、取締役等に一定のポイントが付与されます^{*1*2}。取締役等には、退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という）に応じて当社株式等の交付等が行われます。具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70%に相当する数の当社株式(単元未満株式は切捨て)について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の支給を受けるものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

※1 付与ポイント＝役位別基準ポイント×業績連動係数^{*3}

※2 対象期間中に在任のまま死亡した取締役等及び傷病等によりやむを得ず辞任する取締役等で取締役会が認める者については、死亡又は辞任の時点で、死亡又は退任した日の属する事業年度の開始から死亡時又は辞任時までの期間に応じて按分したポイントが付与されます。

※3 業績連動係数は、連結営業利益計画達成率に基づき、決定します。

取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数は24,000ポイントを上限とします。

・業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標に関する実績

当事業年度を含む連結営業利益の推移は以下のとおりです。

(単位：百万円)

第64期 (2022年3月期)	第65期 (2023年3月期)	第66期 (2024年3月期)	第67期 (2025年3月期)
5,572	5,460	5,104	5,442

⑥譲渡制限付株式報酬に関する事項

・譲渡制限付株式報酬の内容と目的

当社は、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした。譲渡制限付株式制度を導入しております。対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内とします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定することいたします。また、対象取締役は、当社の

取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）とします。

・本該当契約の内容の概要

1. 謙渡制限期間

対象取締役は、本該当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「謙渡制限期間」という）、本該当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本該当株式」という）について、謙渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「謙渡制限」という）。

2. 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 謙渡制限の解除

上記の1の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謙渡制限期間が満了した時点（ただし、役務提供期間経過後、謙渡制限期間満了前に、上記2に定める地位を退任又は退職した場合は当該退任又は退職の直後の時点）をもって謙渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が上記2に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、役務提供期間が満了する前に上記2に定める地位を退任又は退職した場合には、謙渡制限を解除する本割当株式の数及び謙渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い謙渡制限が解除された直後の時点において、なお謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1の定めにかかわらず、当社は、謙渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する

事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

⑦株式報酬等の内容

当社が導入している業績連動型株式報酬制度の内容は、「⑤業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりですが、当事業年度に係る報酬等として取締役(社外取締役を除く)に付与するポイントは合計11,622ポイントとなりました。

また、当社が導入している譲渡制限付株式報酬制度の内容は「⑥譲渡制限付株式報酬に関する事項」に記載のとおりですが、当該株式報酬の内容及びその交付状況は、28頁記載の「**2**会社の株式に関する事項 5.当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役工藤和直氏は(株)ソディックの社外取締役であります。当社と兼職先との間には、製品販売等の取引関係があります。
- ・社外取締役阿部功氏は阿部公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・社外取締役岸波みさわ氏はダイワボウホールディングス(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役中野憲一氏はブルク法律事務所の弁護士及びVpon Holdings(株)の常勤監査役です。当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役片岡麻紀氏は片岡公認会計士事務所の公認会計士、内閣府公益認定等委員会委員及び楽天グループ(株)の社外監査役であります。当社と兼務先との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況と役割

区分	氏名	活動状況と役割
取締役	工 藤 和 直	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また、その他の重要な会議にも出席し、主に製造全般及び企業経営の経験から発言を行っており、重要な役割を果たしております。
取締役	阿 部 功	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また、その他の重要な会議にも出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、重要な役割を果たしております。
取締役	岸 波 みさわ	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また、その他の重要な会議にも出席し、主に国際的な金融業務を行ってきた経験から発言を行っており、重要な役割を果たしております。

区分	氏名	活動状況と役割
監査役	中野憲一	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会10回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っており、重要な役割を果たしております。
監査役	片岡麻紀	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会10回のうち10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、重要な役割を果たしております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき策定した評価基準を踏まえ、前期の監査実績・評価、会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積りの相当性などを検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の重要な子会社のうち、タイ シバウラデンシ カンパニー リミテッド、上海芝浦電子有限公司ほか2社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流動資産	30,814	流動負債	7,229	
現金及び預金	12,461	買掛金	3,801	
受取手形	51	短期借入金	297	
売掛金	6,509	未払法人税等	792	
電子記録債権	1,816	未払消費税等	79	
商品及び製品	2,565	賞与引当金	582	
仕掛け品	4,066	役員賞与引当金	60	
原材料及び貯蔵品	1,756	その他の	1,614	
未収入金	1,178			
その他の	408			
固定資産	13,727	固定負債	384	
有形固定資産	11,630	繰延税金負債	80	
建物及び構築物	4,407	退職給付に係る負債	152	
機械装置及び運搬具	3,169	役員報酬B.I.P信託引当金	135	
土地	957	資産除去債務	13	
建設仮勘定	2,759	その他の	2	
その他の	337			
無形固定資産	94	負債合計	7,613	
電話加入権	8			
その他の	86			
投資その他の資産	2,002	(純資産の部)		
投資有価証券	482	株主資本	33,210	
繰延税金資産	319	資本金	2,144	
退職給付に係る資産	921	資本剰余金	2,166	
貸倒引当金	△0	利益剰余金	30,147	
その他の	278	自己株式	△1,248	
		その他の包括利益累計額	3,689	
		その他有価証券評価差額金	289	
		為替換算調整勘定	3,298	
		退職給付に係る調整累計額	101	
		非支配株主持分	28	
		純資産合計	36,927	
資産合計	44,541	負債純資産合計	44,541	

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 売	上 原 高 価 値 益		34,028
販 売 費 及 び 一 般 管 理 利 益			24,312
營 業 受 取 利 息 及 び 配 当 金 貸 入 益			9,716
受 取 地 代 家			4,273
助 成 金 収 収 用 息 損 失			5,442
そ の 他 の 営 業 外 費 用			
支 払 利 差 損 失		14	
為 替 差 損 失		28	
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 償 却 用		17	
そ の 他 の 営 業 外 費 用		32	94
特 別 利 益			
補 助 金 収 入 益			5,428
固 定 資 産 売 却 益		10	
子 会 社 に お け る 送 金 詐 欺 回 収 益		0	
特 別 損 失		9	20
固 定 資 産 処 分 損 失			
公 開 買 付 関 連 費 用		13	
減 損 損 失		88	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5	106
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			5,342
法 人 税 等 調 整 額		1,664	
当 期 純 利 益		△73	1,590
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			3,751
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2
			3,749

計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金額	科 目 (負債の部)	金額
流動資産	23,812	流動負債	14,260
現受電子記録債	9,358	電子記録債務	8
取扱手記債	42	買掛金	10,719
商売品及び製品	1,816	年内返済予定の長期借入金	297
原前材料及び貯蔵	5,355	未払金	2,252
前払費用	2,089	未払費用	83
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	35	未払法人税等	524
未収入金	114	前受金	5
未収消費税	200	預り金	11
その他	3,595	賞与引当金	216
有形固定資産	7,215	役員賞与引当金	60
建構築物	1,290	その他の	80
機械及び工具、器具及び備土	22	固定負債	225
車両及び工具、器具及び備土	0	繰延税金負債	90
建設計画勘定	101	役員報酬B.I.P信託引当金	135
無形固定資産	56	負債合計	14,485
ソフトウエア	51	(純資産の部)	
電話設置	4	株主資本	16,252
その他の資産	1	資本剰余金	2,144
投資関係会社	5,868	資本の他	2,132
投出資本	482	資本準備金	2,069
関係会社	3,049	その他の資本	62
長期貸付金	0	利益剰余金	13,223
前払費用	901	利益の他途積立	118
その他の	800	別緑越利益	13,105
貸倒引当	23	式評価・換算差額等	3,040
	556	その他の有価証券評価差額金	10,065
	56	純資産合計	△1,248
	△0	負債純資産合計	289
資産合計	31,027		289
			16,542
			31,027

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	23,342
売 上 原 価	17,981
売 上 総 利 益	5,360
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,323
営 業 利 益	3,037
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,160
そ の 他 の 営 業 外 収 益	61
	1,221
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 償 却	5
そ の 他 の 営 業 外 費 用	22
	29
経 常 利 益	4,229
特 別 利 益	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
公 開 買 付 関 連 費 用	88
税 引 前 当 期 純 利 益	4,140
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,068
法 人 税 等 調 整 額	△1
当 期 純 利 益	3,073

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社芝浦電子
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村竜平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 青木一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社芝浦電子の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社芝浦電子及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社芝浦電子
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村竜平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 青木一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社芝浦電子の2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を会計監査人EY新日本有限責任監査法人から受けております。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社芝浦電子 監査役会
常勤監査役 泉 田 佳 洋 印
社外監査役 中 野 憲 一 印
社外監査役 片 岡 麻 紀 印

以 上

株主総会会場ご案内図

場所
埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
THE MARK GRAND HOTEL
4階 THE MARK ROOM
電話 048 (601) 1111 (代表)

日時

2025年6月16日（月曜日）
午前10時



電車利用の方

- JR京浜東北線・上野東京ライン（高崎線・宇都宮線）
「さいたま新都心駅」下車 徒歩約10分
- JR埼京線「北与野駅」下車 徒歩約15分

株式会社 芝浦電子



電子提供措置の開始日 2025年5月24日

第67期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

**第67回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社芝浦電子

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を当社及び子会社の役員、社員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社及び子会社の役員、社員教育等を行う。

当社内部監査室は、社長直轄のもと、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査する。

これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社及び子会社のコンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は当社経営管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は当社及び子会社の取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の職務権限・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社経営管理部を内部統制に関する担当部とともに、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

ロ 当社の取締役、部長及び子会社の社長は、各部門及び各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

- ハ 当社の内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告の上、当社経営管理部及び前項に規定する責任者にも報告し、当社経営管理部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ニ 子会社に関する重要事項については、当社取締役会において審議、決定するものとする。
なお、当社の取締役及び社員が子会社の取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会及び経営会議に報告できる体制とする。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助する専任の組織として監査役室を設置する。監査役は監査役室に対して監査業務に必要な事項を命令することができる。監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。また、監査役監査に必要とする事項に関するも適宜報告を行う。
当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び社員に周知徹底する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
当社は、当社監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用の支出を求めた場合、当該監査役の請求に応じてこれを支出する。会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを阻むことはできないものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。また、内部監査室が行う計画的内部監査の報告を定期的に受ける等、監査役の監査が、効率的且つ効果的に行われることを確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
1. 当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針としている。
 2. 企業活動の基本方針として定めた、グループ企業行動憲章及びコンプライアンス・マニュアル（倫理綱領）に「反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む」との基本方針をもって反社会的勢力の排除に取り組んでおり、整備状況は以下のとおり。
- イ コンプライアンス・マニュアルを、当社及び子会社の役員及び社員に配布し、当該原則

の順守について徹底している。

- 平素から、埼玉企業暴力防止対策協議会、(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター及び所轄警察署などの外部専門機関と連携し、折に触れ指導を受けるとともに、情報の共有化を図っている。
 - ハ 外部機関による当該関係講習会やセミナーに参加し、活用している。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

原則毎週1回取締役による経営会議を開催し、各取締役より隨時所管の業務執行について報告がなされ、リスク管理について情報の共有化が行われており、適切に対応できる体制がとられております。また、当事業年度において取締役会は定時12回、臨時3回の計15回開催しております。

② 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

常勤監査役は原則毎週開催される経営会議に出席し、取締役の業務執行について把握し、リスク管理対応状況も適切に把握しており、監査役会において社外監査役と相互に適宜コミュニケーションを取り情報の共有化を図っております。また、監査役は取締役会に出席するほか、社長、監査法人並びに内部監査室と定期的に情報交換を行い取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

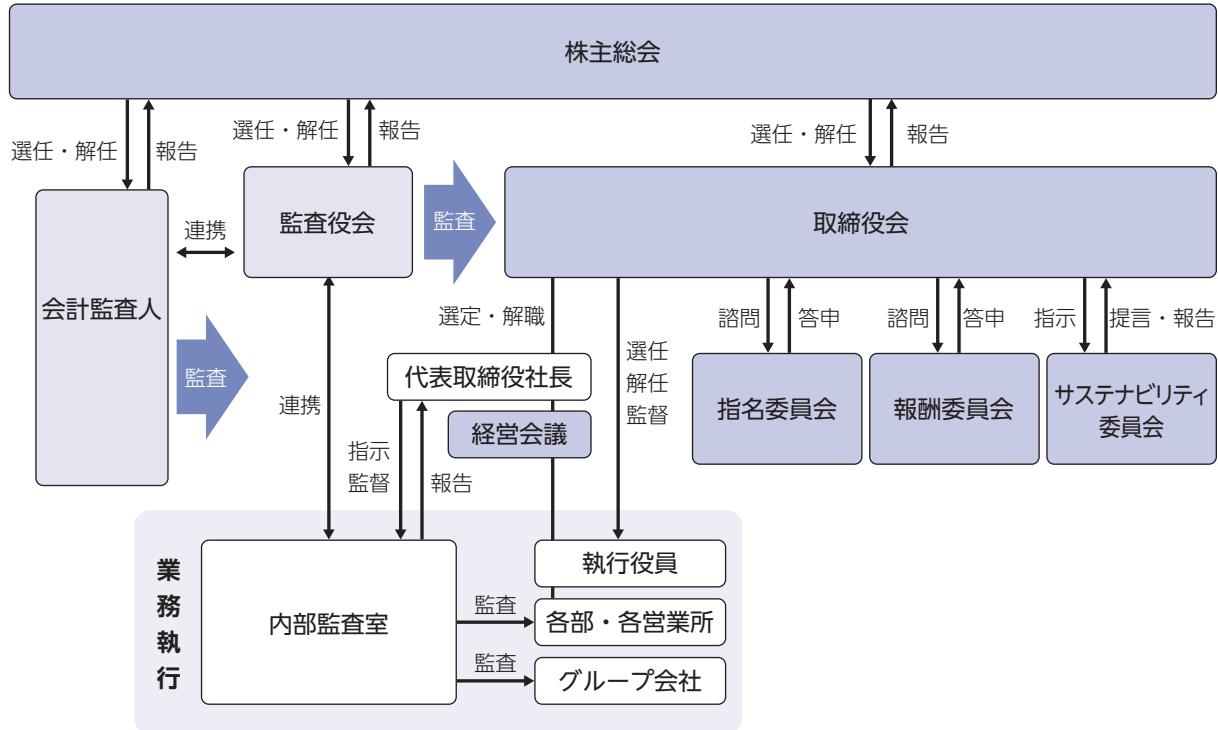
③ 業務の適正の確保に関する取り組み

社長直轄の内部監査室は取締役会で決議された内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施するほか、リスク状況に応じ必要な内部監査を行い、監査状況結果について隨時社長に報告を行う体制を取っております。また適宜取締役会、監査役会に報告され、所管部署と協議しながら改善指導を行っております。

(ご参考) コーポレートガバナンスの状況

当社グループは、ステークホルダーの皆様によって支えられている社会的存在であることを意識し、企業としての社会的責務を果たすため、コーポレート・ガバナンスの確立に努めてまいります。経済環境変化に迅速に対応できる経営管理体制の強化、経営の透明性向上に引き続き尽力いたします。

コーポレート・ガバナンス体制と各機関の役割（2025年3月31日現在）



①取締役会

取締役会は、経営戦略に関する最高意思決定機関として毎月1回定期と必要に応じて臨時に開催しております。また、重要事項の決議の他、経営上の事項については適宜検討しております。監査役は取締役とは職責を異にする独立機関であることを充分認識し、取締役会に出席しており、取締役は監査役の意見も参考にし、適正な意思決定を行っております。

(取締役会の実効性評価)

取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年、第三者評価機関も入れて取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。評価において、第三者評価機関による取締役、監査役に対する実効性評価アンケートを利用して行った場合は、第三者評価機関によるアンケートの分析結果を得て取締役会事務局が取りまとめを行い、取締役会が実効性評価を決定します。

②監査役会

監査役会は、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬にかかる権限の行使等の役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行っております。常勤監査役、社外監査役はともに連携し、積極的に権限を行使し、取締役会あるいは経営陣に対して適切な意見を述べております。

③任意の指名委員会及び報酬委員会

(1) 指名委員会

取締役等の選解任（後継者計画を含む）については、取締役会の諮問に応じて指名委員会が審議を行い、取締役会に助言提言を行い取締役会が決定しております。

(2) 報酬委員会

取締役等の報酬については、取締役会の諮問に応じて報酬委員会が審議を行い、取締役会に助言提言を行い取締役会が決定しております。

④サステナビリティ委員会

社会・環境をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に対応し、取締役会の下部組織として、サステナビリティに関する取り組みを全社的に検討・推進しております。

⑤経営会議

取締役を主なメンバーとし、取締役会で審議・決定された中長期の方向性・戦略の職務執行に関する報告が行われており、リスク管理等について情報の共有化が図られ、適切な対応ができる体制がとられております。

(注) 事業報告の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日 残 高	2,144	2,150	28,378	△655	32,019
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△2,314		△2,314
親会社株主に帰属する当期純利益			3,749		3,749
自 己 株 式 の 取 得				△637	△637
自 己 株 式 の 処 分		10		44	55
連結子会社の決算期変更に伴う増減			334		334
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	4	－	－	4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	15	1,768	△592	1,191
2025年3月31日 残 高	2,144	2,166	30,147	△1,248	33,210

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額合計		
2024年4月1日 残 高	277	2,735	83	3,096	47	35,162
連結会計年度中の変動額						
剩 余 金 の 配 当						△2,314
親会社株主に帰属する当期純利益						3,749
自 己 株 式 の 取 得						△637
自 己 株 式 の 処 分						55
連結子会社の決算期変更に伴う増減						334
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	12	562	18	592	△19	573
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	12	562	18	592	△19	1,765
2025年3月31日 残 高	289	3,298	101	3,689	28	36,927

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

(株)東北芝浦電子、(株)岩手芝浦電子、(株)福島芝浦電子、(株)角館芝浦電子、(株)青森芝浦電子、タイ シバウラ デンシ カンパニー リミテッド、東莞芝浦電子有限公司、上海芝浦電子有限公司、香港芝浦電子有限公司、(株)芝浦電子コリア、シバウラ エレクトロニクス ヨーロッパ GmbH、シバウラ エレクトロニクス アメリカ Corp.

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社及び非連結子会社がないため、持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった、タイ シバウラデンシ カンパニー リミテッド、香港芝浦電子有限公司、株式会社芝浦電子コリア、シバウラ エレクトロニクス ヨーロッパ GmbH、シバウラ エレクトロニクス アメリカ Corp.の5社は同日現在の財務諸表を利用して、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行っておりましたが、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。

また、東莞芝浦電子有限公司、上海芝浦電子有限公司の2社は3月31日で決算に準じた仮決算を行っております。

この決算期変更及び仮決算に伴い、当連結会計年度は2024年1月1日から2024年3月31日までの3か月分の損益については、利益剰余金の増加334百万円として調整し連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市 場 価 格 の な い 株 式 等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品 主として総平均法

原 材 料 主として総平均法

商品及び貯蔵品 主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～31年

機械装置及び運搬具 4～10年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無 形 固 定 資 産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

長 期 前 払 費 用 均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ② 役員賞与引当金 当社は役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員報酬BIP信託引当金 当社は役員に対する業績連動型の株式報酬制度を導入しており、その支給に備えるため、当連結会計年度末における株式報酬見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、連結子会社である㈱福島芝浦電子は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各連結会計年度末の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、サーミスタ技術を中心とする半導体部品並びに、それらを応用した各種製品（温度センサ、湿度センサ、湿度計、温度制御器、温度記録計、風速計、湿度計測装置）の製造販売を主な事業としております。顧客との販売契約に基づき、国内向け売上は出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。一方、輸出売上については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 27,372百万円
2. 補助金により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、機械装置及び運搬具116百万円であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数
普通株式 15,559,730株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

2024年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,314百万円
1株当たりの配当額	300円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月26日

(注) 2024年6月25日の定時株主総会による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託口」が所有する当社株式に対する配当金25百万円が含まれております。

(2) 当連結会計年度の末日後に行なう剰余金の配当に関する事項

2025年6月16日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,286百万円
1株当たりの配当額	150円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月17日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 2025年6月16日の定時株主総会による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託口」が所有する当社株式に対する配当金25百万円が含まれております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にサーミスタの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に金融機関及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で5ヶ月後でありますが、当期の連結決算日時点での借入金の貸借対照表残高についてはすべて固定金利であるため、金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、金融機関及び取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を見直し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。((注1) をご参照ください。) また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	470	470	—
資産計	470	470	—
(1) 短期借入金	297	293	△3
(2) 長期借入金	—	—	—
負債計	297	293	△3

(注1) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	12

上記については、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。

(注2) 満期のある金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 預金	—	—	—	—
(2) 受取手形	51	—	—	—
(3) 売掛金	6,509	—	—	—
(4) 電子記録債権	1,816	—	—	—
(5) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—
合計	8,377	—	—	—

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	297	—	—	—	—	—
長期借入金	—	—	—	—	—	—
合計	297	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	470	—	—	—	470
資産計	470	—	—	—	470

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価（百万円）				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
短期借入金	—	293	—	—	293
長期借入金	—	—	—	—	—
負債計	—	293	—	—	293

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

短期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	2,447円64銭
2. 1株当たり当期純利益	248円06銭

(注) 1. 純資産の部において、自己株式として計上されている「役員報酬B I P信託口」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含まれており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含まれております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度169,050株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度169,050株であります。

2. 当社は、2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

[重要な後発事象に関する注記]

(ミネベアミツミ株式会社及びYAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けについて)

当社は、2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(その後の変更及び訂正を含み、総称して以下「2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリース」といいます。)において公表しましたとおり、ミネベアミツミ株式会社(以下「ミネベアミツミ」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に基づく公開買付け(以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。)に関して、2025年5月1日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する決議を行ったことを公表しておりました。

また、当社は、2025年4月10日付「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する反対の意見表明のお知らせ」において、公表しましたとおり、YAGEO Corporation(以下「YAGEO」といいます。)が設立した中間持株会社であるYAGEO Electronics Japan合同会社(以下「YAGEO Electronics Japan」とい、YAGEO及びYAGEO Electronics Japanを含むYAGEOの子会社を総称して「YAGEOグループ」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「YAGEO公開買付け」といいます。)の開始予定(以下「YAGEO公開買付け予定」といいます。)に関して、取締役会が賛同意見を表明し、応募推奨することを決議していたミネベアミツミ公開買付けと併一的な関係にあるため、2025年4月10日時点における当社の意見として、取締役全員の一致により、YAGEO公開買付けが開始された場合には、YAGEO公開買付けに対して反対の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、YAGEO公開買付けに応募しないようにお願いすることの決議も併せて行ってお

り、その後2025年5月1日付ミネベアミツミ賛同・応募推奨プレスリリースにおいて公表しましたとおり、YAGEO公開買付け予定に対する当社の従前の意見に変更がないことを確認しております。

その後、YAGEOが、2025年5月8日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「2025年5月8日付YAGEO公開買付開始プレスリリース」といいます。）において、公表しましたとおり、YAGEO公開買付けが2025年5月9日より開始しており、YAGEOはYAGEO公開買付けにおける公開買付価格（以下「YAGEO公開買付価格」といいます。）を、2025年4月17日付でYAGEOが公表しておりました5,400円から、6,200円に引き上げております。

これを受け、当社は、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することができるかについて、慎重に検討を行つてまいりました。

当社は、経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けてー」（以下「企業買収行動指針」といいます。）を踏まえ、「株主の利益にとって適正な範囲を超えて不当な取引条件」であると評価される場合でない限り、公開買付けに対して賛同するか否かについては当該公開買付けが企業価値の向上に資するか否かで判断するべきと考えているところ、ミネベアミツミ公開買付けは不当な取引条件ではなく、また、当社の株主をミネベアミツミ及び株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下「AP」といいます。）又はAPが指定するAPのグループ会社のみとするための取引が、YAGEO取引2に比べて当社の中長期的な更なる成長と企業価値向上に資するとの考えに変更はありません。以上の事情を踏まえると、当社としては、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であると考えております。一方で、ミネベアミツミ公開買付けにおける公開買付価格（以下「ミネベアミツミ公開買付価格」といいます。）5,500円が、YAGEO公開買付価格6,200円を下回っていることから、当社及び当社の特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）は、ミネベアミツミに対して、2025年5月12日にミネベアミツミ公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請したところ、2025年5月16日に、ミネベアミツミから、YAGEO公開買付けには我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）の事前届出の必要性について疑義があると考えていること、仮に今後YAGEOにおいて、YAGEO公開買付けの公開買付期間中に、当社株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、ミネベアミツミとして対応策を積極的に検討していく旨の回答がありました。

この点については、当社としても、YAGEOが公表した2025年2月5日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「YAGEO予告公表プレスリリース」といいます。）に記載していた外為法及び台湾対外投資規制の申請及び承認スケジュールから遅延が生じており、YAGEO取引の実現可能性に疑義が生じていると考えており、また、YAGEO取引については当

社との具体的なシナジーについても依然として不明確であるため、これらの点について更なる確認が必要であると考えております。

そして、本特別委員会においても、慎重に検討した結果、YAGEO取引に対するは、従前の質問状に対する回答や面談内容、2025年5月9日付でYAGEO Electronics Japanが提出した公開買付届出書（以下「YAGEO公開買付届出書」といいます。）等の内容を踏まえ、当社とYAGEOグループとのシナジーや、外為法等の承認可能性及び独占禁止法上の事前届出の必要性等の取引の実現可能性に係る質問を再度行う必要があると判断したことから、当社及び本特別委員会として、YAGEO取引に対する追加質問を行うこととしました。

以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2025年5月21日に、当社の取締役会に対して、現時点においてもミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を維持することが相当であるものの、YAGEO公開買付価格がミネベアミツミ公開買付価格を上回る等の事情から、当社の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を撤回し、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨することの是非については中立の立場をとった上で、株主の皆様のご判断に委ねるのが相当である旨、及び、現時点においてYAGEO公開買付けについては、シナジー及びその実現可能性等について追加確認を行う必要があること等も踏まえ、YAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保することは、YAGEO公開買付けへの対応として不合理でない旨を内容とする追加答申書（以下「2025年5月21日付追加答申書」といいます。）を提出いたしました。

そして、当社は、2025年5月21日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025年5月21日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、現時点における当社の意見として、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び現時点においてはYAGEO公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしました。

連結計算書類

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント					(単位：百万円)
	日本	アジア	ヨーロッパ	アメリカ	計	
ホームアプライアンス	7,898	6,872	43	76	14,891	14,891
オートモーティブ	9,532	2,232	652	889	13,306	13,306
インダストリアル	1,932	2,186	—	17	4,136	4,136
その他	1,035	403	169	84	1,693	1,693
顧客との契約から生じる収益	20,399	11,695	865	1,068	34,028	34,028
外部顧客への売上高	20,399	11,695	865	1,068	34,028	34,028

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準をご参照ください。

[その他の注記]

該当事項はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2024年4月1日残高	2,144	2,069	52	2,122
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			10	10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	10	10
2025年3月31日残高	2,144	2,069	62	2,132

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2024年4月1日残高	118	3,040	9,306	12,464	△655 16,076
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,314	△2,314	△2,314
当期純利益			3,073	3,073	3,073
自己株式の取得					△637 △637
自己株式の処分					44 55
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	759	759	△592 176
2025年3月31日残高	118	3,040	10,065	13,223	△1,248 16,252

計算書類

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	277	277	16,353
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,314
当期純利益			3,073
自己株式の取得			△637
自己株式の処分			55
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	12	12	12
事業年度中の変動額合計	12	12	189
2025年3月31日残高	289	289	16,542

個別注記表

[重要な会計方針に関する事項]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式 移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市 場 価 格 の な い 株 式 等 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市 場 価 格 の な い 株 式 等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品 総平均法

原 材 料 総平均法

商品及び貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

機械及び装置 7年

工具、器具及び備品 2～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
- (2) 役員賞与引当金
- (3) 退職給付引当金
- (4) 役員報酬B I P信託引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

役員に対する業績連動型の株式報酬制度を導入しており、その支給に備えるため、当事業年度末における株式報酬見込額に基づき計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、サーミスタ技術を中心とする半導体部品並びに、それらを応用した各種製品(温度センサ、湿度センサ、湿度計、温度制御器、温度記録計、風速計、湿度計測装置)の製造販売を主な事業としております。顧客との販売契約に基づき、国内向け売上は出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。一方、輸出売上については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,630百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	5,002百万円
短期金銭債務	10,721百万円
長期金銭債権	800百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売 上 高	2,943百万円
仕 入 高	29,491百万円
販売費及び一般管理費	283百万円
営業取引以外の取引高	1,185百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度の末日における自己株式の数 484,227株

(注) 上記の株式数には、「役員報酬B I P信託口」が所有する当社株式169,050株が含まれております。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	66百万円
役員報酬 B I P 信託引当金	42百万円
製品等評価損	31百万円
未払事業税	25百万円
その他	39百万円
繰延税金資産小計	205百万円
繰延税金資産合計	205百万円

繰延税金負債

退職給付信託設定益	△69百万円
その他有価証券評価差額金	△131百万円
前払年金費用	△94百万円
繰延税金負債合計	△295百万円
繰延税金負債純額	△90百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)東北芝浦電子	秋田県仙北市	100	サーミスタ 温度・湿度センサの製造	所有直接 98.6	兼任 4名	当社製品 の製造	センサ電子部品 の製造(注1) 原材料の 購入(注1)	1,964 568	買掛金	1,719
子会社	(株)岩手芝浦電子	岩手県二戸郡	100	サーミスタ 温度センサの製造	所有直接 100.0	兼任 4名	当社製品 の製造	センサ電子部品 の製造(注1) 原材料の 購入(注1) 債務支払の代行 (注4)	2,463 1,010 1,298	買掛金 未収金	1,845 426
子会社	(株)福島芝浦電子	福島県本宮市	980	サーミスタ 素子の製造	所有直接 100.0	兼任 4名	当社製品 の製造	センサ電子部品 の製造(注1) 原材料の 購入(注1) 債務支払の代行 (注4) 資金の貸付 (注5) 利息の受取 (注5)	7,694 1,105 5,084 1,000 5	買掛金 未収金 1年内回収 予定の関係 会社長期貸 付金 関係会社 長期貸付金 未収利息	3,446 1,262 200 800 5
子会社	(株)角館芝浦電子	秋田県仙北市	100	サーミスタ 温度センサの製造	所有直接 100.0	兼任 4名	当社製品 の製造	センサ電子部品 の製造(注1) 原材料の 購入(注1)	2,333 410	買掛金	1,311
子会社	(株)青森芝浦電子	青森県三戸郡	100	サーミスタ 温度センサの製造	所有直接 100.0	兼任 4名	当社製品 の製造	センサ電子部品 の製造(注1) 原材料の 購入(注1) 債務支払の代行 (注4)	3,397 631 1,597	買掛金 未収金	1,625 548

計算書類

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	タイシバウラデンシカンパニーリミテッド	タイ国シンブリ	411,000千THB	サーミスタ 温度・湿度 センサの 製造販売	所有直接 100.0	兼任 3名	当社製品 の製造販売	センサ電子部品 の販売(注2) センサ電子部品 の製造(注1) 原材料の 有償支給(注2) 設備の支給 (注2) 営業・技術 指導料(注3)	394 6,702 4,193 413 53	売掛金 買掛金 未収金	378 638 861
子会社	シバウラエレクトロニクスアメリカンカーコorp.	アメリカミシガシ州	200,000USD	サーミスタ 温度・湿度 センサの 販売	所有直接 100.0	兼任 3名	当社製品 の販売	センサ電子部品 の販売(注2)	729	売掛金	311

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
- (注2) 市場価格、総売価を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
また、タイシバウラデンシカンパニーリミテッドに対するセンサ電子部品の販売は代理人に該当する取引であるため、売上高から売上原価を差し引いた純額としております。
- (注3) タイシバウラデンシカンパニーリミテッドに対する営業・技術指導料については、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
- (注4) 一般取引条件と同様に債務支払代行をしております。
- (注5) (株)福島芝浦電子に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年としております。なお、担保は受け入れておりません。

役員及び主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	葛西 晃	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.11%	-	金銭報酬債権の 現物出資(注)	17	-	-

(注) 謾渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現金出資によるものであります。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	1,097円30銭
2. 1株当たり当期純利益	203円38銭

(注) 1. 純資産の部において、自己株式として計上されている「役員報酬B I P信託口」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含まれております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含まれております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度169,050株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度169,050株であります。

2. 当社は、2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

[重要な後発事象に関する注記]

(ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けへの賛同の意見表明及び応募推奨について)
連結注記表 [重要な後発事象に関する注記] をご参照ください。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表 [重要な会計方針に関する事項] 5. 収益及び費用の計上基準をご参照ください。

[その他の注記]

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。